

様式第 4 号（第 7 条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）】

つくば市経済部産業振興課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

自治体の中小企業振興の基本的方針、施策の基本方向、自治体の責務、中小企業者や住民等の役割などの理念的な事項を明確にすることで、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本条例を制定するものです。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例、龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例 等

○ 未来構想における根拠又は位置付け

Ⅳ－２ 地元で頑張る組織や人が成長し続けるまちをつくる

○ 関係法令、条例等

中小企業基本法(昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号)、小規模企業振興基本法(平成 26 年 6 月 27 日法律第 94 号)

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む。)

つくば市の中小企業振興の基本的方針や、自治体の責務、中小企業・小規模企業や住民等の役割などの理念的事項を明確にすることで、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進に寄与することができます。

つくば市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）概要

1 条例制定の趣旨

中小企業基本法（平成 11 年改正）及び小規模企業振興基本法（平成 26 年制定）により、自治体は中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」）の振興に関して「地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とこととされました。

こうした背景から、自治体による中小企業等の振興に関する理念的事項を定める条例制定の動きが全国的に広がる中、つくば市においても中小企業等の振興に関する理念的事項を明確にすることで、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本条例を制定します。

2 条例（案）の構成

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 基本理念
- 第 4 条 基本施策
- 第 5 条 市の責務
- 第 6 条 中小企業等の役割
- 第 7 条 中小企業関係団体の役割
- 第 8 条 大企業の役割
- 第 9 条 金融機関等の役割
- 第 10 条 教育機関の役割
- 第 11 条 研究機関の役割
- 第 12 条 労働団体の役割
- 第 13 条 市民の理解及び協力
- 第 14 条 関係者の連携等
- 第 15 条 財政上の措置
- 第 16 条 その他

3 条例（案）の概要

目的（第1条）

この条例を制定する目的を簡潔に示したものです。中小企業及び小規模企業（以下、「中小企業等」という。）の振興により、本市経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的としています。

定義（第2条）

この条例で使用する用語のうち、「中小企業・小規模企業」、「中小企業関係団体」、「大企業」、「金融機関等」、「教育機関」、「研究機関」及び「労働団体」について定義しています。

第1号の中小企業・小規模企業については、中小企業基本法により下記のとおり定められています。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員数	常時使用する 従業員数
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

第3号の大企業は、第1号及び第2号で定義した以外の事業者を指します。

基本理念（第3条）

中小企業等の振興に関する基本的な考え方である「基本理念」を定めています。

基本施策（第4条）

第1条の目的を達成するため、第3条に定める基本理念に基づく基本施策を定めています。

市の責務（第5条）

第4条に定める基本施策を具体的に実施するために、中小企業等の振興に関する施策を総合的に策定し実施するなど、市の責務を明確にしています。

中小企業等の役割（第6条）

基本理念にのっとり、経営の安定及び革新、経営基盤の強化、雇用機会の確保、

人材の育成、労働環境の整備等に努めるなど、中小企業等に求める役割を明確にしています。

中小企業関係団体の役割（第7条）

基本理念にのっとり、中小企業等の経営の安定及び革新、経営基盤の強化、事業承継や創業等への支援等に積極的に取り組むよう努めるなど、中小企業関係団体に求める役割を明確にしています。

大企業の役割（第8条）

基本理念にのっとり、中小企業等の重要性について理解し、中小企業等の持続的な発展に貢献するよう努めるなど、大企業に求める役割を明確にしています。

金融機関等の役割（第9条）

基本理念にのっとり、中小企業等の円滑な資金調達、経営の改善及び向上並びに事業承継や創業等への支援等に協力するよう努めるなど、金融機関等に求める役割を明確にしています。

教育機関の役割（第10条）

基本理念にのっとり、教育活動を通じて、人材の育成、勤労及び職業に関する意識の啓発並びに中小企業等が果たす役割等に関する理解の促進等に努めるなど、教育機関に求める役割を明確にしています。

研究機関の役割（第11条）

基本理念にのっとり、研究成果の社会還元等を通じて、中小企業等の振興に資するよう努めるなど、研究機関に求める役割を明確にしています。

労働団体の役割（第12条）

基本理念にのっとり、中小企業等の振興の重要性について理解し、労働環境の整備、労働者の福利厚生の上昇等を通じて、中小企業等の振興に資するよう努めるなど、労働団体に求める役割を明確にしています。

市民の理解及び協力（第13条）

基本理念にのっとり、中小企業等の振興の重要性について理解し、中小企業等の持続的かつ健全な発展に協力するよう努めるなど、中小企業等に対する市民の理解と協力について規定しています。

関係者の連携等（第 14 条）

基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携及び協力を図るよう努めるなど、市及び中小企業等その他の関係者の連携等について規定しています。

財政上の措置（第 15 条）

市が中小企業等の振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

その他（第 16 条）

条例に規定している事項に関し、細かなことを定める必要がある場合等は、市長が別に定めることを規定しています。

付則

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。